

第5章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等

5 - 1 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事を行おうとする場合、その計画の内容について、許可申請の要否や許可の見通しなどの確認、許可申請などが必要な場合の書類等作成の手戻りの軽減のため、必要により事前相談をお願いします。（任意）

事前相談される場合は、事前相談書に必要書類を添えて、相談をお願いします。

事前相談の様式は、下記の長崎県ホームページで公表しています。

○長崎県土木部盛土対策室HP→[盛土規制法の手続き](#)→[盛土規制法に関する様式集](#)
[盛土規制法に関する様式集 | 長崎県](#)

なお、建築行為を目的とした都市計画法の開発行為（土地の形質変更）を行う場合は、開発許可手続での事前協議が必要となりますので、当該開発行為を行う土地を所管する県地方振興局開発許可部局へご連絡願います。

5 - 2 周辺住民への事前周知

事前相談の結果、許可申請を行うこととなった場合に、法第11条及び第29条の規定により、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、下表に掲げるいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要があります。

なお、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方、周知する工事の具体的内容は次ページに掲載する表のとおりです。

周辺住民とのトラブル防止の観点から、十分な説明を行うと共に、必要に応じて、影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努めてください。

工事の内容が確実に伝わるよう、できる限り 説明会の開催や、 書面の配布を行うよう努めてください。

【周辺住民への周知の方法】 〔省令 6 条〕

	方 法
1	宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会（ ）を開催
2	宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布
3	宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容についてインターネットを利用した住民の閲覧

以下に該当する工事の場合は、1の説明会の開催が必須となりますのでご注意ください。

・以下の 〃 の土地において、高さが 15m を超える盛土を行う場合

山間部における、河川の流水が継続して存する土地

山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が 〃 の土地に類する状況を呈している土地

〃 の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

【周辺住民の範囲の考え方】

〔施行通知 別表1〕

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
平地盛土 切土 土石の堆積	・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（参考図 L の範囲） ・盛土等を行う土地の隣接地 ・盛土等を行う土地の境界から水平距離数10m程度の範囲 ・盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲 【参考図】 法尻からの水平距離 $L \leq 2h$ 盛土高さ h 地盤勾配1/10未満
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して、盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（参考図 I の範囲） ・盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50m～数百m程度の範囲 ・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 【参考図】 のり肩から下方の水平距離 $I \leq 5h$ のり肩までの高さ h
省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する渓流等における高さ15mを超える盛土 渓流等における盛土（を除く） 谷埋め盛土（及びを除く） 腹付け盛土のうち、参考図 I の範囲に渓流等の渓床が存在するもの（及びを除く）	・下流の渓床勾配が2度以上の範囲（参考図） ・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 【参考図】 渓床勾配2度以上の範囲

【周知を要する工事の具体的内容】

〔施行通知 別表2〕

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
工事主の氏名又は名称 工事施行者の氏名又は名称	工事が施行される土地の所在地 工事の着手予定日及び完了予定日
盛土又は切土の高さ 盛土又は切土をする土地の面積 盛土又は切土の土量	土石の堆積の最大堆積高さ 土石の堆積を行う土地の面積 土石の堆積の最大堆積土量
その他都道府県等が必要と認める事項	

5 - 3 土地所有者等の同意

(法第12条2項4号・30条2項4号)

許可の基準として、許可申請を行う宅地造成等に関する工事(1)をしようとする土地の区域内の土地(2)について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていることが必要です。

許可申請書に添付が必要な書類は、「5 - 5 許可申請に必要な書類」(24～27)を参照下さい

- 1：土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）
- 2：盛土等を行う土地に限らず、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域内の全ての土地が対象です。

5 - 4 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成

周辺住民への周知措置完了後、次の留意点を参照の上、許可申請書を作成し、下表の提出部数を申請窓口へ提出してください。

【申請書の提出部数】

区 分	提出部数	備考
正 本	1 部	・ 証明書等の原本は、正本に閉じこむこと
副 本	1 部	
合 計	2 部	

【宅地造成等に関する工事の許可申請書〔省令様式第二、第四〕作成の際の留意点】

【省令様式第二、第四の共通内容】

盛土等の種別で様式が異なりますので、該当する様式にて申請書を作成ください。

：省令様式第二：宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合の許可申請書

：省令様式第四：土石の堆積に関する工事の場合の許可申請書

盛土等の行為を行う区域について、法第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内であるか、法第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域内であるかを次の長崎県ホームページの規制区域図から確認し、該当する条文に○をつけるか、該当しない条文を取り消し線で消してください。

○長崎県土木部盛土対策室HP→[盛土規制法に基づく規制区域](#)
→[基礎調査結果（規制区域（案））の公表](#)
[基礎調査結果（規制区域（案））の公表 | 長崎県](#)

「1 工事主」

- ・ 工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者を記入してください。

- ・工事等で発生した残土を残土処分場等へ持ち込む場合、当該残土処分場等を営む事業者が工事主となる場合があります。

○国土交通省「盛土規制法パンフレット」

URL : <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001603830.pdf>

「 3 工事施行者住所氏名 」

- ・工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者を記入してください。

「 4 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度） 」

- ・申請地内の全ての土地について、地番まで記入してください。
- ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の全ての土地について、地番まで記入してください。（筆数が多く、記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成してください。）
- ・代表地点の緯度経度（世界測地系）は申請地の中心地点を基本とし、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記入してください。

「 5 土地の面積 」

- ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土又は土石の堆積を行わない道路、法面等を含みます。
- ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記入してください。

「 10 工事の概要 」 「様式第四の場合は、「 7 」」

イ 盛土又は切土の高さ 「様式第四の場合は、「土石の堆積の最大堆積高さ」」

- ・「 1 - 2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さ及び土石の堆積を行う場合の最大高さを記入してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。

ロ 盛土又は切土をする土地の面積 「様式第四の場合は、「土石の堆積を行う土地の面積」」

- ・実際に盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

（ 面積の算定方法に疑問がある場合は、事前相談時にご相談願います。 ）

ワ 工程の概要 「様式第四の場合は、「カ」」

- ・工程表を添付してください。

「 11 その他必要な事項 」 「様式第四の場合は、「 8 」」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。
- ・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等を、この欄に記入してください。

上記のほか、各様式の末尾の（注意）の内容を確認して、記入してください。

【様式第二（宅地造成又は特定盛土等）のみの内容】

「 6 工事着手前の土地利用状況」、「 7 工事完了後の土地利用」

- ・ 工事前と工事後の土地利用について、宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入してください。
- ・ 工事完了後の土地利用については、上記のほか、建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記入してください。

「 8 盛土のタイプ」

- ・ 盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）

（ 1 ）平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

（ 2 ）腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

（ 3 ）谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

「 9 土地の地形」

- ・ 「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第7条第 2項 第2号、省令第12条）

（ 1 ）山間部における、河川の流水が継続して存する土地

（ 2 ）山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が（ 1 ）の土地に類する状況を呈している土地

（ 3 ）（ 1 ）、（ 2 ）の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

- ・ 「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とします。この範囲に該当する場合は許可権者に相談してください。

【様式第四（土石の堆積）のみの内容】

「 6 工事の目的」

- ・ 土石の堆積が特定の工事に付随し期間が限定されるものであるか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものなのか等について、具体的に記入をしてください。なお、土石の堆積が特定の工事に付随する場合には、その工事の期間についても記入をしてください。

「 7 工事の概要」

イ 工程の概要

- ・ 工程の概要としては、土石の堆積がその目的に照らして適切な工程であることを確認する観点から、年間の搬入・搬出量等を記入してください。

5 - 5 許可申請に必要な書類等

法第12条第1項及び第30条第1項に基づく、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面は、下表のとおりです。

なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

また、各種様式は下記の長崎県ホームページで公表しています。

○長崎県「盛土規制法に係る様式集」以下をクリックしてください。

[盛土規制法に関する様式集 | 長崎県](#)

【許可申請に必要な書類等】〔省令7条第1項・第2項〕（細則8条・21条）

№	書類の名称	内 容 等【様式】	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載【省令第二】	要	—	〔省令第7条第1項〕
	土石の堆積に関する工事の許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載【省令第四】	—	要	〔省令第7条第2項〕
2	設計者の資格証明書	・設計者の資格に関する調書【細則第6号】	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設の設置 〔省令第7条第1項第5号〕 〔設計者の資格は、手引4-3を参照のこと〕
3		・卒業証明書			
4		・実務経歴証明書			
5		・資格、免許等の写し			
6	構造計算書	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要【注1】 ・構造計画、応力算定及び断面算定	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 〔省令第7条第1項第2号〕 ・崖面崩壊防止施設の場合 〔政令第14条、省令第31条〕
		・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	—	要 〔備考に該当する場合〕	・土石の堆積を行う面〔鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限り〕を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合 〔省令第7条第2項第2号、第32条〕
			—	要 〔備考に該当する場合〕	・堆積した土石の周囲にその高さをを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 〔省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号〕
7	地盤、崖面及び渓流等における盛土の安定計算書	・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書 ・盛土の安定計算書	要 〔備考に該当する場合〕	—	・災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合 〔省令第7条第1項第3号〕
			—	要 〔備考に該当する場合〕	・崖面を擁壁で覆わない場合 〔省令第7条第1項第4号〕 ・渓流等において盛土をする場合
8	大臣認定擁壁認定書	・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他練積み造以外の擁壁で国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以上の効力があると認めるものを設置する場合 〔政令第17条〕

№	書類の名称・様式	内 容 等【様式】	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
9	工事主の資力・信用に関する書類 ＜個人・法人共通＞	・工事主の資力及び信用に関する申告書【細則第3号】	要	要	(細則第8条第2号ア)
10		・資金計画書(宅地造成、特定盛土等)【省令第3】	要	—	[省令第7条第1項第9号]
		・資金計画書(土石の堆積)【省令第5】	—	要	[省令第7条第2項第7号]
11		・預金残高証明書若しくは資金借入又は融資証明書	要	要	(細則第8条第2号、第21条)
12		・宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けていることを証する書類	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合 (細則第8条第2号、第21条)
13	工事主の資力・信用に関する書類 ＜個人の場合＞	・住民票又は個人番号カードの写し	要 〔個人の場合〕	要 〔個人の場合〕	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの 〔省令第7条第1項第7号〕 〔省令第7条第2項第5号〕
14		・直近3年間の所得税の納税証明書			(細則第8条第2号、第21条)
15	工事主の資力・信用に関する書類 ＜法人の場合＞	・登記事項証明書	要 〔法人の場合〕	要 〔法人の場合〕	[省令第7条第1項第8号イ、第7条第2項第6号イ]
16		・事業経歴書			(細則第8条第2号、第21条)
17		・役員の住民票又は個人番号カードの写し			・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの 〔省令第7条第1項第8号ロ、第7条第2項第6号ロ〕
18		・直近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動 計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書			(細則第8条第2号、第21号)
19	工事施行者の能力に関する書類	・工事施行者の能力に関する申告書【細則第4号】	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が1ha以上、又は擁壁等(排水施設を除く)を設置する工事 (細則第8条第3号、第21号)
20		・工事施行者の登記事項証明書			
21		・工事施行者の事業経歴書			
22		・工事施行者の建設業許可証明書			
23	申請地及びその周辺の写真		要	要	[省令第7条第1項第6号、第7条第2項第4号]
24	土地の権利者の同意書	・宅地造成等の施行同意書【細則第5号】 (宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書)	要	要	・妨げとなる権利とは、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権等がある 〔省令第7条第1項第10号・第7条第2項第8号〕 (細則第8条第4号)
25		・上記の権利を有する者の印鑑登録証明書	要	要	
26	土地の公図の写し	・工事に関連する土地の境界(赤枠で囲むこと) ・工事に関連する土地の地番	要	要	・謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること 〔省令第7条第1項第10号・第7条第2項第8号〕 (細則第8条第4号)

№	書類の名称・様式	内 容 等【様式】	区 分		備 考
			宅地造成 特定盛土等	土石の堆積	
27	土地登記事項証明書	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地登記事項証明書	要	要	・申請時直前のものであること 〔省令第7条第1項第10号・第7条第2項第8号〕 (細則第8条第4号)
28	住民への周知措置を講じたことを証する書類	〔説明会開催の場合〕 (注2) ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料(説明会に用いた資料等) 〔書面配布の場合〕 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 〔掲示及びインターネットによる場合〕 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URL含む)	要	要	<住民周知の範囲> ・「5-2周辺住民への事前周知」の【周辺住民の範囲の考え方】参照 〔省令第6条、第7条第1項第11号、第7条第2項第9号〕
29	誓約書	・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 【参考様式】	要	要	
30		・暴力団員との関係を有しないことの誓約 【参考様式】	要	要	
31	他法令に基づく許認可等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要	
32	委任状	・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 【参考様式】	要 〔代理人が申請する場合〕	要 〔代理人が申請する場合〕	他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。

(注1) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水へ侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付してください。

(注2) ある一定の土地における、高さが15mを超える盛土では、説明会の開催が必須となります。

「5-2 周辺住民への事前周知」を参照下さい。

【許可申請に添付する図面】 〔省令第7条第1項第1号・第2項第1号〕（細則8条・21条）

当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、次表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示してください。

各工区の完了時の一部完了検査を受けることが可能です。「7-5 工区の一部完了検査」を参照して下さい。

№	図面の名称	明示すべき事項		区 分		備 考
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	要	要	
2	地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	要	—	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	—	要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	要	—	・高低差の著しい箇所について作成すること
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	—	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	要	—	・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること。 ・土石の堆積については、「3土地の平面図」に記載すること。
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	要	—	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	要	要 〔堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合〕	・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。

№	図面の名称	明示すべき事項		区 分		備 考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	・土石の堆積の場合は、「3土地の平面図」に記載した排水措置に関して作成すること。
12	求積平面図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	(細則第8条第1号)

5 - 6 許可申請等手数料

長崎県では、許可申請等に係る手数料を条例により下表のとおり定めています。

盛土又は切土をする土地の面積及び工事の区分によって、手数料の金額が異なりますのでご注意ください。

手数料の支払いについては、長崎県電子申請システムを活用したキャッシュレス決済が可能です。詳しくは、下記のホームページをご確認下さい。

<長崎県キャッシュレス決済について> 以下をクリックしてください。

手数料の納付はキャッシュレスで！（リーフレット）

【許可申請・中間検査申請手数料（条例別表第一）】

（長崎県建築関係手数料条例）

盛土又は切土をする土地の面積 （土石の堆積の場合：土石の堆積を する土地の面積）	区 分		
	許 可 申 請		中間検査申請（ ）
	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	宅地造成、 特定盛土等
500m ² 以内のもの	21,000 円	16,000 円	10,000 円
500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	32,000 円	18,000 円	11,000 円
1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	44,000 円	21,000 円	12,000 円
2,000m ² を超え、3,000m ² 以内のもの	62,000 円	24,000 円	13,000 円
3,000m ² を超え、5,000m ² 以内のもの	72,000 円	34,000 円	15,000 円
5,000m ² を超え、10,000m ² 以内のもの	96,000 円	37,000 円	16,000 円
10,000m ² を超え、20,000m ² 以内のもの	150,000 円	44,000 円	17,000 円
20,000m ² を超え、40,000m ² 以内のもの	228,000 円	58,000 円	18,000 円
40,000m ² を超え、70,000m ² 以内のもの	354,000 円	78,000 円	20,000 円
70,000m ² を超え、100,000m ² 以内のもの	498,000 円	114,000 円	26,000 円
100,000m ² を超えるもの	642,000 円	138,000 円	27,000 円

（ ）中間検査申請の手続きについては、第 7 章（7-2-1）をご参照ください。

【変更許可申請手数料（条例別表第一）】

（長崎県建築関係手数料条例）

変更許可申請手数料	区 分	
	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
変更内容に対する、以下のア、イ、ウを合算した金額		
ア 工事の計画変更：上表の切土・盛土、土石の堆積の土地の面積に規定する額×（1 / 10）		
イ 区 域 の 編 入：追加の土地の面積に応じた上表に規定する額		
ウ そ の 他 の 変 更：10,000 円		

5 - 7 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

【標準処理期間】

許認可等の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30 日
土石の堆積に関する工事の許可	14 日

1. 標準処理期間は、適正な申請を前提としていますので、書類の不備等を補正するために要する期間は含まれません。
2. 申請窓口の執務が行われない休日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）は期間に含まれません。
3. 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
4. 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

5 - 8 公表及び市町への通知

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、以下の許可（変更許可）をしたとき、次の事項について、インターネット（県のホームページ）にて公表するとともに、関係市町長に通知します。

〔法第12条第4項、第16条第3項、第30条第4項、第35条第3項〕

- ・許可：法第12条第1項、第30条第1項
- ・変更許可：法第16条第1項、第35条第1項

【公表・通知事項】〔省令第10条、65条〕

工事主の氏名又は名称
工事が施行される土地の所在地
宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置
工事の許可年月日及び許可番号
工事施行者の氏名又は名称
工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
盛土若しくは切土の高さ、又は土石の堆積の最大堆積高さ
盛土若しくは切土、又は土石の堆積を行う土地の面積
盛土若しくは切土の土量、又は土石の堆積の最大堆積土量

参考

以下の届出分についても、同様に公表及び市町への通知

（第8章（8 - 8）、第9章（9 - 8）参照）

- ・届出：法第21条第1項、第27条第1項、第40条第1項
- ・変更届出：第28条第1項、
（法第21条第1項及び第40条第1項の変更届出も含む）